第2次

佐渡市地域福祉計画

（計画期間：平成25年度～平成29年度）

健やかで
思いやりのあふれる
まちづくり

平成25年3月　佐渡市

誰もが住み続けたいと思う島をめざして

佐渡市では、平成２０年３月に佐渡市地域福祉計画を策定し、市民の皆様と共に地域福祉の推進に取り組んで参りました。

この度、計画策定から５年目を迎え、現在、地域が抱える課題や現状に対応した第２次計画を策定する運びとなりました。

佐渡市は、昔から地域で受け継がれている文化や伝統、そして人情と優しさが色濃く残されている島です。しかしながら、近年、過疎・少子高齢化の進行により、地域活動の継続が困難となり、地域コミュニティ機能の弱体化が懸念されています。こうした課題に対応していくには、行政はもとより、地域住民一人ひとりや地域コミュニティ、各種団体、企業等がお互いに連携、協働し、それぞれの役割を発揮しながら地域社会を築いていくことが必要であると考えています。

本計画の基本理念である「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」を実現する上で、何より大切なものは、市民一人ひとりの「お互いを思いやる心」と「地域の絆」です。すべての市民が生涯を通していきいきと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進め、“誰もが住み続けたいと思う島”となるよう、地域福祉を推進して参ります。また更に、島外の皆様からも、佐渡に住みたいと思っていただけるよう、市民の皆様と共に『日本一お客様に愛され選んでもらえる島』を目指す所存であります。

最後に、この計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見や提言を賜りました佐渡市地域福祉計画推進委員の皆さま並びに貴重なご意見をいただいた市民の皆さまや関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成２５年３月

佐渡市長　甲斐　元也

目　次

第1章　計画の概要 …… 1

1．地域福祉計画策定の背景と趣旨 …… 1
2．計画の位置づけ …… 2
3．計画の期間 …… 3
4．計画策定の体制 …… 4
5．地域福祉計画に関するアンケート調査の実施 …… 4
6．第1次佐渡市地域福祉計画の総括 …… 5
7．佐渡市地域福祉計画の評価指標と目標 …… 6

第２章　佐渡市の地域福祉を取り巻く現状 …… 7

1．人口構造 …… 7
(1)人口の推移 …… 7
(2)出生の状況 …… 9
(3)要介護認定者の状況 …… 10
(4)障がい者の状況 …… 11
2．世帯の状況 …… 11
3．災害時要援護者の状況 …… 13
4．産業別就業の状況 …… 14
5．民生委員・児童委員の状況 …… 15

第３章　計画の理念と目標 …… 17

1．基本理念と基本目標 …… 17
2．施策の体系 …… 18

第４章　地域福祉施策の展開 …… 19

1．地域を支える人づくり …… 20
① 支えあい意識の高揚と参加の促進 …… 20
② 地域の人材・リーダー育成 …… 22
③ 福祉教育の充実 …… 24
④ 健康・生きがいづくりの推進 …… 26
2．地域で支え合うまちづくり …… 28
① 誰もが集える場所・機会づくり …… 28
② 地域の防災・防犯体制づくり …… 30
③ 地域での見守り・声かけ体制づくり …… 32

３．地域での協働による仕組みづくり …… 34
① 福祉ネットワークづくり …… 34
② ボランティア等市民活動団体への支援 …… 36
③ 自治会活動等への支援 …… 38
④ 利用しやすい福祉サービスの提供 …… 40
⑤ 権利擁護の推進 …… 42
⑥ 情報提供体制の充実 …… 44
⑦ 子育てにやさしい地域づくり …… 46
４．地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり …… 48
① だれもが暮らしやすい生活環境づくり …… 48
② 生活交通の確保と買い物支援 …… 50
③ 相談体制の充実 …… 52

第５章　計画の推進体制 …… 54

１．計画の普及・啓発 …… 54
２．市民等と協働による推進 …… 54
３．庁内の推進体制 …… 54
４．計画の進行管理と評価 …… 54

資料編 …… 55

１．佐渡市地域福祉計画推進委員会委員名簿 …… 55
２．佐渡市地域福祉計画推進委員会審議経過 …… 55
３．アンケート調査結果 …… 56
４．関連資料：「助けられ上手」になるための１２カ条 …… 72
５．関連資料：災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）…… 74
６．関連資料：公民館分館施設等整備支援事業について …… 76

第1章　計画の概要

１．地域福祉計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進展による人口減少社会に突入するとともに、世帯の少人数化等が進み、ひとり暮らしの高齢者、障がいがあり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。また、価値観や生活スタイルの多様化等により人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立したりするといった問題も生じています。

地域福祉とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題を、高齢者や障がいのある人、子どもといった対象者ごとではなく、自分たちが住んでいる「地域」において、市民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、市民や行政、社会福祉協議会、各種団体が協働し、みんなで自分たちが住んでいる地域を暮らしやすくする取り組みのことをいいます。

本市では、平成20年3月に『佐渡市地域福祉計画』を策定し、計画の基本理念「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」の実現に向け地域福祉を推進してまいりました。計画策定から５年目を迎え、現在の地域福祉に関する市民の意識やニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、そのアンケート結果から見えてきた「安否確認」「災害時の助け合い」「仲間づくり」という課題に重点を置き計画の見直し作業を進めてまいりました。

すべての市民が生涯を通していきいきと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進め、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域福祉の向上に関わっていくための指針となるべき計画として、平成25年度からの新たな「佐渡市地域福祉計画」を策定することとしました。

２．計画の位置づけ

本計画は、「佐渡市総合計画」に基づく方針や施策と、各福祉分野の個別計画との整合性を図りながら、地域住民主体のまちづくりやより多くの住民参加を基本とする視点を持った計画で、社会福祉法の第107条に基づく地域福祉計画です。

《社会福祉法》　（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■　計画における『地域』の考え方

地域福祉の理念や施策を展開する「地域」の範囲については、取り組みの内容により様々な形態が考えられます。本計画における「地域」の範囲は、市民の生活に最も身近な範囲といえる近隣や町内、小学校区、中学校区、支所など、地域での生活課題への取り組み内容や地域の実情にあわせ、最も効果的な範囲において柔軟に対応していきます。

《　国が示した「地域福祉」の考え方　》

一人ひとりの国民への訴え

とかく、これまでの社会福祉は、行政から地域へ上から下への給付という形をとってきたといわれている。しかし、これからは、個人の尊厳を重視し、対等の原理に基づき、国民全てにとっての福祉として、かつ、国民全体で支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには福祉に対しての国民全体の理解と支援、つまり参加と行動が不可欠なのである。

この際、一人ひとりの国民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスという他人事とするのではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での幸せを向上させるための地域住民共通の課題に取り組むための仕組みとしてとらえなおし、新しい生活上の課題に自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、福祉を、単に特定の人に対する税金の投入と考えるのではなく、むしろ福祉を通じて地域を元気にし経済をも活性化させるものとして積極的な視点でもとらえていただけるよう強く訴えたい。

※社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの国民への訴え）」からの抜粋

３．計画の期間

本計画は、平成25年度から平成29年度までの5ヵ年計画とします。

なお、社会環境の変化や関連計画の改定等により、本計画の見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直すこととします。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1次地域福祉計画（平成20年度～平成24年度）					第2次地域福祉計画（平成25年度～平成29年度）				
				見直し					見直し

4．計画策定の体制

計画を見直すにあたり市民のニーズを十分に把握し、それらを計画に反映することが必要であるため「佐渡市地域福祉計画推進委員会」を設置し、市民アンケート調査などの実施により、市民参加による計画見直しを行いました。

※ワーキンググループ：計画素案作成のため、庁内関係各課及び市社会福祉協議会の代表者からなるワーキンググループを設置し、意見交換を行いました。

5．地域福祉計画に関するアンケート調査の実施

佐渡市地域福祉計画見直しのための基礎資料として、市民の意見を計画に反映することを目的に3,000人を対象に調査を実施しました。地域福祉計画は地域社会の力を活用しながらつくりあげていこうとする計画です。そのため、市民の福祉に対する意識やニーズ、助け合い、福祉活動の状況、地域の生活課題やそれを解決するための必要なサービスの内容など明らかにするために調査を実施しました。

※アンケート調査結果は「資料編」Ｐ56から記載しています。

※アンケート調査結果の自由意見の一部を「第４章　地域福祉施策の展開」の《現状と課題》に「市民の声」として記載しています。

６．第１次佐渡市地域福祉計画の総括

平成20年3月に策定した佐渡市地域福祉計画（第1次計画）の着実な推進を図るため、毎年、佐渡市地域福祉計画推進委員会を開催し、地域福祉の推進に関連する事業の進行管理・評価を実施してきました。

（個別事業の評価については、佐渡市のホームページをご覧ください。）

平成24年3月に実施した進行管理・評価では、佐渡市地域福祉計画推進委員会の総意として下記の意見が出されました。それらの改善・充実を図るため、第２次佐渡市地域福祉計画に反映しています。

●子供全般に関する相談支援機関として、サロン的な雰囲気をもち、気楽に出向ける場所づくりに配慮していただきたい。
（誰もが集える場所・機会づくりＰ28～、相談体制の充実Ｐ52～）

●成年後見制度については、平成24年度から新たな体制がスタートするが、今後も様々な課題に対応できるよう、積極的な支援をお願いしたい。
（権利擁護の推進Ｐ42～）

●安否確認を迅速に行えるような体制を構築する必要がある。特に、福祉サービスを利用していない高齢者や障がい者の安否確認が漏れることのないように配慮してもらいたい。
（地域の防災・防犯体制づくりＰ30～）

●見守り活動は、隣近所の助け合いが効果的・効率的であり、一層の普及啓発に取り組んでもらいたい。
（地域での見守り・声かけ体制づくりＰ32～）

７．佐渡市地域福祉計画の評価指標と目標

第1次計画と第2次計画を策定するために実施した市民アンケートから本計画の評価指標と目標を定めました。

これらのアンケート結果が目標値となるように、「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」の実現に向け、地域住民と関係機関で協働して第2次計画を推進していきます。

●今後も佐渡市に住み続けたいと思いますか。

●あなたが困ったとき、同居の家族以外に近所で頼れる人はいますか。

●現在、地域の行事や地域活動をしていますか。

地域福祉計画に関するアンケート調査より　＜平成19年・平成24年実施＞

第２章　佐渡市の地域福祉を取り巻く現状

１．人口構造

（１）人口の推移

国勢調査（平成22年10月）による佐渡市の総人口は62,727人となっています。昭和60年の81,939人に比べて19,212人（23.4％）が減少し、若者を中心に島外への流出が続いています。平成22年の65歳以上人口については、平成17年と比較して減少しましたが、総人口に占める割合としては上昇傾向にあり、平成22年で36.8％となっています。なお、平成27年推計人口では、総人口の約4割が65歳以上となる見込みです。

年齢階層別　人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年推計人口
0～14歳	14,593 (17.8%)	12,619 (16.2%)	10,917 (14.6%)	9,467 (13.1%)	8,069 (12.0%)	7,041 (11.2%)	5,736 (10.0%)
15～64歳	50,753 (61.9%)	46,535 (59.6%)	42,855 (57.2%)	39,553 (54.8%)	35,799 (53.1%)	32,515 (51.8%)	28,989 (50.5%)
65歳以上	16,592 (20.2%)	18,893 (24.2%)	21,177 (28.3%)	23,149 (32.1%)	23,514 (34.9%)	23,081 (36.8%)	22,649 (39.5%)
総人口	81,939 (100%)	78,061 (100%)	74,949 (100%)	72,173 (100%)	67,386 (100%)	62,727 (100%)	57,372 (100%)

資料：国勢調査。推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」より。
※数値は、年齢不詳者及び四捨五入の関係で、総人口と各年齢層の合計は合致しない。

人口ピラミッド

資料：平成24年9月30日現在　住民基本台帳

地域別人口の推移

資料：国勢調査

（２）出生の状況

平成22年の出生数は410人となっており、平成18年から比較すると60人の減少となっています。

合計特殊出生率※は、平成15～17年にかけて減少傾向にありましたが、平成18年以降上昇し、平成22年で1.75と新潟県、全国平均よりも高く推移しています。

出生数の推移　　単位：人

平成18年	総　数	470
	男	254
	女	216
平成19年	総　数	439
	男	232
	女	207
平成20年	総　数	425
	男	222
	女	203
平成21年	総　数	434
	男	237
	女	197
平成22年	総　数	410
	男	220
	女	190

資料：県福祉保健年報

※**合計特殊出生率**
1人の女子が生涯に生む子供の数を近似する指標。

（３）要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者は、平成19年の4,045人から平成24年では4,782人となっており、年々増加しています。介護度別でみると、要支援１・要介護３はほぼ横ばいですが、他の要介護はすべて増加しています。特に本市では要介護５が890人と最も多く全体の18.6％を占めているのが特徴です。

要支援・要介護認定者数の推移　　単位：人

区　分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
要支援1	477	454	427	430	449	431
要支援2	453	494	562	561	569	598
要介護1	563	500	573	668	821	851
要介護2	618	614	600	663	737	791
要介護3	584	658	643	631	584	610
要介護4	571	601	581	587	602	611
要介護5	779	793	818	868	893	890
合　計	4,045	4,114	4,204	4,408	4,655	4,782

資料：「佐渡市の福祉・保健・医療」
各年３月３１日現在

資料：国勢調査

（４）障がい者の状況

身体障害者手帳所持者の人数は、ほぼ横ばいに推移していますが、療育手帳所持者及び精神障がい者は増加傾向にあります。

障がい者（児）数の推移　　単位：人

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
身体障害者手帳所持者		3,513	3,557	3,583	3,550	3,474
療育手帳所持者		460	481	492	502	516
精神障がい者	手帳所持者	457	437	436	436	465
	自立支援医療（精神通院医療）	720	753	755	788	801

資料：「佐渡市の福祉・保健・医療」
各年4月1日現在

2．世帯の状況

総世帯数は平成12年には増加し25,418世帯であったものの、その後は減少し平成22年には23,755世帯となっています。一方では、65歳以上の高齢単身世帯、母子・父子世帯は増加となっています。また、一世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しています。

高齢単身世帯をみると平成7年には減少したものの、年々増加しており、新潟県平均・全国平均と比べて高い割合を推移しています。

資料：国勢調査

家族類型別世帯数の推移　　単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年
核家族世帯	11,870	11,852	11,442
65歳以上親族のいる世帯	15,141	15,249	14,849
高齢者夫婦世帯	3,579	3,722	3,147
65歳以上の高齢単身世帯	2,991	3,209	3,440
母子・父子世帯	245	255	275

資料：国勢調査

高齢単身世帯割合の推移

単位：％

年　　度	佐渡市	新潟県平均	全国平均
昭和60年	6.27	2.27	3.11
平成 2年	8.28	3.13	3.99
平成 7年	7.84	4.07	5.02
平成12年	11.83	5.27	6.48
平成17年	13.07	6.54	7.88
平成22年	14.51	7.77	9.24

資料：国勢調査

３．災害時要援護者の状況

災害時に手助けを必要とする高齢の方や障がいのある方など（以下、「災害時要援護者」という。）が、地域の中で支援が受けられ安全に避難ができるように災害時要援護者台帳を作成しています。（詳しくは、資料編　災害時要援護者支援プランＰ74を参照）

災害時要援護者台帳　登録者数　　単位：人

	自力での避難が可能な方	自力での避難が困難な方	合　計
障がい又は要介護※	652	1,428	2,080
高　齢※	4,093	1,021	5,114
妊産婦及び乳児※	248	0	248
その他※	116	149	265
佐渡計	5,109	2,598	7,707

（平成25年1月現在）

地域別　災害時要援護者台帳　登録者数　　単位：人

	障がい又は要介護	高　齢	妊産婦及び乳児	その他	合　計
両　津	587	1,319	50	107	2,063
相　川	315	773	22	34	1,144
佐和田	244	716	46	18	1,024
金　井	190	477	42	39	748
新　穂	145	354	11	5	515
畑　野	123	402	24	13	562
真　野	164	407	20	14	605
小　木	100	270	11	11	392
羽　茂	118	203	11	11	343
赤　泊	94	193	11	13	311
佐渡計	2,080	5,114	248	265	7,707

（平成25年1月現在）

登録区分

※障がい又は要介護：身体障害者手帳１・２級の方、療育手帳Ａ判定の方、精神障害者保健福祉手帳１級の方、要介護度３以上の方。

※高齢：７５歳以上の高齢者のみの世帯の方（一人暮らしも含む）。

※妊産婦及び乳児：妊産婦及び乳児（1歳未満）。

※その他：上記以外の方で支援が必要と思われる方。

●自力での避難が可能・困難については、民生委員児童委員が対象者本人等から聞き取り調査を実施し、判断しています。あくまでも参考数値としてご覧ください。

4．産業別就業の状況

産業別就業人口割合の推移をみると、第3次産業※が年々増加しており、全体の約6割を占めています。第1次産業※と第2次産業※は減少傾向にありますが、第1次産業※は近年はゆるやかな減少となっています。

産業別就業人口の推移　　単位：人

年　度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合　計
昭和55年	18,361	9,605	20,694	48,660
昭和60年	15,614	10,009	20,180	45,803
平成 2年	12,905	10,278	20,557	43,740
平成 7年	11,004	9,970	21,572	42,546
平成12年	8,803	9,911	20,696	39,410
平成17年	8,789	7,777	19,711	36,277
平成22年	6,944	5,898	18,557	31,399

資料：国勢調査

※第１次産業
農業・林業・漁業などの産業をいう。

※第２次産業
鉱業・建設業・製造業などが含まれる。

※第３次産業
商業・運輸通信業・金融業・公務、その他のサービス業が含まれる。

5．民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員※は、民生委員法に基づいて、市民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。主な職務は、市民の生活実態の把握、要援護者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力です。

佐渡市では、平成24年度現在217名の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。また相談件数は、平成23年度において8,775件となっており、内容は下表の通りです。

地区別民生委員・児童委員及び主任児童委員数　単位：人

地　区		民生委員・児童委員	主任児童委員
両　津	中	14	1
	東	13	2
	北	15	2
相　　川		33	2
佐　和　田		28	2
金　　井		20	1
新　　穂		14	1
畑　　野		16	1
真　　野		17	1
小　　木		10	1
羽　　茂		12	1
赤　　泊		9	1
合　計		201	16

資料：社会福祉課
平成24年12月1日現在

相談件数　単位：件

内　容	件　数
高齢者に関すること	4,348
障がい者に関すること	958
子どもに関すること	1,226
そ　の　他	2,243
計	8,775

資料：社会福祉課
平成23年度

※民生委員・児童委員
民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱に基づいて、各市町村の一定地区を担当する区域担当や、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員として相互に連携を図り、地域福祉・児童福祉の増進を図るために相談・援助活動を行う。

第３章　計画の理念と目標

１．基本理念と基本目標

市の最上位計画である佐渡市総合計画において『健やかで思いやりのあふれるまちづくり』を基本計画の一つとしています。本計画では、引き続きこの考え方を基本理念として掲げ、地域福祉を推進していきます。

◆　基本理念　◆

健やかで思いやりのあふれるまちづくり

第２次佐渡市地域福祉計画では、基本理念を実現するための基本目標を次の４つに整理しました。

①　地域福祉活動の主体となる人づくりを視点とした「地域を支える人づくり」
②　支え合い・助け合いの地域づくりを視点とした「地域で支え合うまちづくり」
③　連携・協働で進める体制づくりを視点とした「地域での協働による仕組みづくり」
④　安全・安心して暮らせる環境づくりを視点とした「地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり」

◆　基本目標　◆

1 地域を支える人づくり

高齢者や障がい者、子育て中の家族などが地域で安心した生活を送ることができるよう、全ての市民がお互いを尊重し思いやり、共に暮らせる地域社会を目指します。

2 地域で支え合うまちづくり

地域ぐるみの活動を活発に行うことで、お互いを知り、思いやりの心を持って支え合い・助け合う地域づくりを目指します。

3 地域での協働による仕組みづくり

地域社会に関わる様々な団体や事業者、社会福祉協議会、行政などが連携し、地域課題を解決していくための協働による仕組みづくりを目指します。

4 地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり

全ての市民が安全・安心して暮らすことができるような環境づくりを目指します。

２．施策の体系

本計画においては以下の通り各施策を体系化し、『健やかで思いやりのあふれるまちづくり』を目指し、施策の基本的方向性を示しています。

基本理念

健やかで思いやりのあふれるまちづくり

基本目標

1　地域を支える人づくり

① 支え合い意識の高揚と参加の促進
② 地域の人材・リーダー育成
③ 福祉教育の充実
④ 健康・生きがいづくりの推進

2　地域で支え合うまちづくり

① 誰もが集える場所・機会づくり
② 地域の防災・防犯体制づくり
③ 地域での見守り・声かけ体制づくり

3　地域での協働によるしくみづくり

① 福祉ネットワークづくり
② ボランティア等市民活動団体への支援
③ 自治会活動などへの支援
④ 利用しやすい福祉サービスの提供
⑤ 権利擁護の推進
⑥ 情報提供体制の充実
⑦ 子育てにやさしい地域づくり

4　地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり

① だれもが暮らしやすい生活環境づくり
② 生活交通の確保と買い物支援
③ 相談体制の充実

第４章　地域福祉施策の展開

基本目標ごとの取り組みについて

４つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みの方針と役割を明らかにします。

なお、現状と課題については、アンケート結果から見えたものや事業の実施主体など関係機関から出されたものを記載しています。

地域福祉を推進するため、基本目標及び施策ごとにその役割と主な取り組みをそれぞれ示しています。

個人の取り組み

地域住民一人ひとりに求められる主な取り組みを示しています。

地域等の取り組み

隣近所、町内会・集落、サービス事業者、企業、団体、ボランティア、ＮＰＯなどに求められる主な取り組みを示しています。

社協の取り組み

社会福祉協議会（以下「社協」とします。）の主な取り組みを示しています。
※社協は地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。

市の取り組み

市の主な取り組みを示しています。

基本目標１　地域を支える人づくり

①　支え合い意識の高揚と参加の促進

市民が地域活動に主体的に参加し、地域での支え合いの仕組みをつくるためには、市民一人ひとりが地域のことを知り、地域に関心を持つ必要があります。そのためには、すべての人が地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直すことが大切です。

≪現状と課題≫

○隣近所と仲良くすることや地域行事への参加、ＰＴＡ活動などは、ボランティア活動ではなく当然のこととして取り組んでいる人が大勢います。一方で生活に干渉してほしくないと考える人や福祉やボランティアに対して関心を持たない人を、どう巻き込んでいくかが重要となります。

○プライバシーや個人情報保護の意識が高まり、地域の支え合いに支障をきたしているといった意見があります。

○アンケート結果では、「地域での活動に参加しようとした場合に、支障となることがありますか（複数回答可）」との質問の結果、「活動する時間がない」が30.9％と最も高く、次いで「興味の持てる活動がない」が19.4％、「自分自身の健康に自信がない」が17.6％となっています。

○現役世代や子育て中の世代は忙しくて地域活動やボランティア活動に参加する時間がなかったり、職場や家族の理解が得られず、参加しにくい状況があります。

○家族や地域で協力し活動することが少なくなり、個人のマナーやモラルの低下、家族や親族内で自立する意識が希薄になることが懸念されています。

○身近に仲間や同世代がいなかったり、地域での役割や居場所が見い出せず、地域の活動に参加したくてもできない人もいます。

市民の声

●これから子供たちを取り巻く環境がどんどん悪くなっていく。地域がお互いにケアしあえる環境づくりが大切になってくると思うが、自発的にはなかなか難しい。行政からも、きっかけになる活動を提案してもらい、それに住民が積極的に参加するなどしていくしかないと思う。それがきっかけで住民の意識も高まればと思う。

●過度に公共に依存し、税を使うのではなく家族→地域の助け合いの心をはぐくむ支援をしてほしい。公共に依存しすぎれば、かえって家族・地域は長い目で見てバラバラになると思う。

≪方　　針≫

○全ての人が、地域の助け合いが重要であるという、相互扶助の精神を高めます。
○「助けられ上手」「助け上手」の意識を広めます。（詳しくは72ページを参照）

個人の取り組み

・子育て中の親は、子どもと一緒に地域行事に参加し、地域と関わる機会を持ちましょう。
・地域に根付いている行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めましょう。
・あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちましょう。

地域等の取り組み

・IターンやUターン者など、誰もが地域に溶け込みやすい環境を作りましょう。
・地域内の話し合いの中で、地域参加の意識付けを促すためのルール作りを行うなど、地域活動の習慣化を図りましょう。
・身近な福祉活動に地域ぐるみで積極的に取り組みましょう。

社協の取り組み

・福祉課題の把握や解決、助け合い・支え合う地域づくりを進めます。

市の取り組み

・公民館活動や市の各種行事等の開催により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。
・広報誌や回覧文書、ホームページ、相談窓口などを活用して、先進的な地域の取り組み内容等に関する情報提供を行います。

②　地域の人材・リーダー育成

地域で様々な活動や地域福祉活動を活性化していくためには、地域における人材やリーダーの存在が不可欠です。地域が主体的に活動を継続していけるように、積極的に地域活動に参加する人材の育成や確保が必要です。

≪現状と課題≫

○要支援者の増加に伴い、民生委員児童委員が行う仕事が増えていますが、隣近所などの小地域で地域福祉活動を行う福祉協力員を設置し、住民同士の支え合いを行っている地域があります。

○アンケート結果では、「地域での助けあいを活発にするために、どのようなことが重要だと思いますか（３つ回答）」との質問に対して20.8％の方が「リーダーや福祉活動に携わる人の養成」と回答しています。

○地域にリーダーがいないと地域での交流活動が少なくなる傾向があります。住みよい地域づくりのためには、中心となるリーダーが必要であり、そのための育成・支援が重要です。

市民の声

●地域での交流活動（例・盆踊り、祭、歌謡大会など）が行われなくなった。原因としてリーダーがいない、若者が少ないなどであると思う。特にリーダーになる人がいなく、養成の指導援助を強力に行ってもらいたい。

●地域づくりのリーダーの育成に力を入れてもらいたい。地域では、リーダーを中心に地域づくりの再認識をする必要がある。

●民生委員に過重な負担がかかっている。ボランティアサポーターの養成に本腰を入れるべきだ。

≪方　　針≫

○小地域でボランティア活動をしてくれる人材の発掘、支援をします。

○地域リーダーの担い手を育成すると共に、地域リーダーと関係機関の連携を図り継続的な支援をします。

個人の取り組み

・地域における身近な福祉活動に積極的に参加しましょう。
・市や社協等で実施する教室や講座等に参加しましょう。

地域等の取り組み

・地域で福祉活動を推進する組織やルールづくりを行いましょう。
・ボランティア団体等は、人材の発掘、育成に取り組み仲間づくりを行いましょう。

社協の取り組み

・地域住民が具体的な地域福祉活動ができるよう、地域福祉に関する体験型の講座や研修会を開催します。
・ボランティアに関する情報を積極的に提供し、ボランティア活動の輪を広げるとともに、ボランティアリーダーを養成するための講座を開催します。

市の取り組み

・社協や各種団体が行うリーダーを養成する講座等の支援を行います。
・民生委員児童委員の研修会の実施や活動のＰＲを行います。
・公民館活動等を通じて、地域リーダーの育成を図ります。
・チャレンジ事業等の補助メニューを活用してもらうことにより地域リーダーの育成を支援します。

③　福祉教育の充実

地域福祉を推進するために「福祉」について、広く市民に理解してもらう必要があります。保育園や学校などにおける福祉教育の充実を図るとともに、世代間の交流や地域における福祉教育の向上によって福祉への理解の促進を進めることも大切です。

≪現状と課題≫

○社協が小・中学校で実施している福祉教育事業「出前塾」や園児との交流会、青少年赤十字活動など、子どもたちが学校や施設で福祉教育を受ける機会はありますが、より身近な地域での行事などを通じて、地域住民と関わり地域から学ぶ機会を増やす必要があります。

○アンケート結果では、「地域での助けあいを活発にするために、どのようなことが重要だと思いますか（３つ回答）」という質問に対して、全体の16.9％の方が「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」と回答しています。

○アンケート結果では、これからの佐渡市のためにも、子どもの頃からの福祉教育が重要であるという意見が多く見られます。

市民の声

●どんどん人口が減り、Ｉターンや U ターンもそれほど増えない現状では、将来的に居る人達で支え合うしかないと考えます。そこで今よりもっと子供達がボランティアに関わる方法を手助けして、こうする事が当たり前だと思える社会にしていけると明るい未来になるのではないか。

●若い世代が弱者や高齢者に対し、自然と手助けができるようになるよう、学校での教育だけでなく、家庭でも倫理を持って子供を教育してもらいたい。

●なんでも困ったら公に頼ることはこれからは財政的に困難になると思う。地域での助け合い等の教育は大切なことと思う。

≪方　　針≫

○福祉教育について、地域や社協、市、ボランティア団体など関係機関で連携して取り組みます。

○地域の子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての地域住民がお互いの理解を深めることができる交流活動等を推進し、心のバリアフリー化に努めます。

個人の取り組み

・地域のボランティア活動などに積極的に参加しましょう。
・隣近所や地域の人と交流する機会を持ち、子どもから高齢者まで障がいのある人もない人もお互いに正しい理解を深めましょう。
・家庭において、福祉に関する話題を積極的に取り入れましょう。

地域等の取り組み

・子どもに地域の各種行事への参加を呼び掛けるなど世代間交流を促進しましょう。
・ＰＴＡや子ども会等の活動と連携し、地域資源を活用した地域福祉活動を推進しましょう。
・福祉施設の地域への開放や交流を通じて、ボランティアや体験学習の受け入れに協力しましょう。

社協の取り組み

・ボランティア活動学習を通じて福祉教育を推進します。
・学校、地域と福祉現場等の調整を図るコーディネートの役割を担います。

市の取り組み

・各地域で市民ニーズにあった公民館講座等を企画し、子どもから高齢者までが集うことのできる講座等の開催に努めます。
・保育園や学校、社協、ボランティア団体など関係機関との連携を強化し、福祉教育の推進に努めます。
・障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及に努め、生涯学習を通じた障がい者の人権に関する学習機会を充実します。
・福祉施設等でのボランティア活動や交流などを通して地域福祉への理解を深めます。

④　健康・生きがいづくりの推進

生涯現役で、住み慣れた地域の中で自立した生活を送っていくためには、健康づくりや生きがいづくりが不可欠です。誰もが持てる力を発揮して、地域活動やボランティア活動への積極的な参加を支援する体制づくりが必要です。

≪現状と課題≫

○しまびと元気応援団※や各種スポーツ団体など健康づくりや仲間づくりを目的とした市民グループの活動が活発に行われています。

○アンケート結果では、「あなたは普段、どのような悩みや不安を感じていますか（３つ回答）」との質問に対し「健康」が52.7％と最も高くなっています。また、「これからの福祉で何に重点をおくべきだと思いますか」との質問に対して32.8％の方が「健康づくりや生きがいづくりへの支援」と回答しています。

○アンケート結果では、住み慣れた地域で健康に暮らしたいと考えている高齢者が多く、体力づくりや食生活等の指導の要望が多いです。

○高齢者や障がいのある人は、身体的な理由などにより外出する機会が少なくなる傾向があります。

○就労支援は、障がいのある人や高齢者にとって地域で自立した生活を送ることができるようにする、経済的な基盤としての所得の確保や働くことによる生きがいなどのために重要となっています。

市民の声

●住民が地域に出て、生きがいを見つけられる活動の情報を提供してほしい。

●地域の集落センターがあまり活用されていない。そこを拠点にして集落の人が収益をあげて（定期的にパソコンを教えられる人がいたら教え合い、お年寄りから、わらじやお手玉など物の作り方をおしえてもらう。）年齢を飛び越え喜びや生きがいにつながり、地域の人とも密着できると思う。

●定期的に各町内会へ社会福祉関係者が出向き、心身の健康や介護等について話をしてほしい。

※しまびと元気応援団
健幸さど２１計画推進事業の一環として、市民一人ひとりが主体的に、積極的に健康づくりに取り組み、佐渡市全体がいきいきと元気になることを目指して活動している団体です。

≪方　　針≫

○高齢者や障がいのある人など誰もが、自らの知識や技術・技能を発揮して、地域活動やボランティア活動等に参加し、また地域の担い手として活躍することが出来るよう生きがいづくりを推進します。

○町内会や市民グループ、市の各部署、社協、事業所等が連携し、健康づくりや生きがいづくりを地域ぐるみで推進します。

個人の取り組み

・市民グループや生涯学習、地域の活動など、生きがいを感じる場を探し、積極的に参加しましょう。
・健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善や健康診査の受診を心がけましょう。
・健康や生きがいに関する知識や技術・技能を、隣近所や友人など仲間同士で伝え広め、一緒に活動しましょう。

地域等の取り組み

・地域資源の活用による健康づくりや生きがいづくりに取り組みましょう。
・市民グループなど各種団体がそれぞれの活動について広く情報提供を行い、他機関との連携・協働しましょう。
・自分・家族・仲間・地域が元気になるよう自分達で出来ることを実践しましょう。（しまびと元気応援団活動主旨より）

社協の取り組み

・地域資源の活用による健康づくり事業や介護予防・認知症予防教室等の開催を支援し、地域の楽しい場づくりを推進します。
・健康づくりや生きがいづくりを支援するボランティアの養成を行い、地域の活動を支援します。

市の取り組み

・公民館自主講座など、市民が生きがいを持って取り組む市民活動を支援し、同じ興味をもった仲間同士が学びあい、楽しめるように努めます。
・新たな公民館講座を企画することで、多くの市民が楽しめる講座の開講に努めます。
・市民グループなど各種団体に対して活動の場や情報提供の場づくりを支援します。（事業：地区文化祭、芸能祭、生涯学習フェスティバル、しまびと元気まつり）
・保健師、栄養士が地域へ出向いて開催している地域健康学習会の継続実施や、スポーツ推進員など、専門的な知識を有する職員や委員を派遣することで、地域の健康づくり講座等を支援します。
・シルバー人材センターや障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会等と連携することで、高齢者や障がいのある人の就労を支援します。
・地区の図書館（室）がこれからも高齢者や子どもたちの学習・交流・憩いの場として、生きがいの創生に寄与できるように努めます。

基本目標2　地域で支え合うまちづくり

①　誰もが集える場所・機会づくり

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての市民が地域における楽しみや生きがいの機会を増やし、交流が活発に行われることで、お互いを知り、思いやりの心を持つことができます。

≪現状と課題≫

○佐渡には、農作業をしながら世間話をする高齢者や浜辺で遊ぶ親子連れなど、施設という形態にとらわれない交流の場が多くあります。

○アンケート結果では、気軽に集まれる身近な場所（公園・施設）が少なく、地域の集会所が老朽化して使いにくいといった意見があります。

○子ども、若者、中高年、高齢者など世代の異なる人が互いにかかわり合う機会を増やしていく必要があります。

○地域で行事を開催しても参加者がなかなか集まらず、行事自体が減少している地域があります。

○アンケート結果では、「地域の交流の場や健康増進の場等として、どのような施設を利用していますか」との質問の結果、「居住する地域で管理している集会施設」が71.2％と最も高く、次いで「温泉・入浴施設等」が47.9％、「市や社協等で管理している公共的な集会施設」が36.0％となっています。

市民の声

●生活の中で、みんなで何かをする、協力し合うといったことが少なくなっているように思います。運動会、祭、サークル活動など集まれる場づくりが、共通の話題づくりコミュニケーションを高めるのに効果的なのではないか。

●若い人と高齢者の方が触れ合える場を設けてほしい。人生の先輩の意見を聴く機会がほしい。

●少人数でも普段から気がねなく集える場が大事。月に1度よりも、日頃から顔を合わせて世間話をする。10数人より3～5人でしょっちゅう会うという場が数多くほしい。

≪方　　針≫

○自宅の空スペースや空き家、空き地の活用など、身近に集える場所づくりを進めます。
○地域に住む高齢者や様々な職業の方から、若者や子どもたちが知恵や技能を教えてもらうような世代間交流行事を推進します。
○公共施設の整備と有効活用による活動の場づくりを進めるとともに、集まるきっかけや仕掛けといったソフト面からの交流の場づくりを推進します。

個人の取り組み

・自宅の空スペースや空き家等があれば、地域の茶の間などの居場所づくりに提供しましょう。
・趣味や特技などを共に楽しむ者同士での集まりを持つようにしましょう。
・地域の行事やイベントなど、楽しみながら交流できる場に積極的に参加しましょう。

地域等の取り組み

・空き家や空き地、集会施設等を地域の交流や学習の場として活用しましょう。
・子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが参加しやすい環境をつくりましょう。
・地域に住む人材を把握し、講師として活用することで、多世代が気軽に楽しみ、学べる交流の機会をつくりましょう。
・サービス事業者や企業は、サービス利用者や地域住民が一緒に楽しめる行事を企画・開催しましょう。

社協の取り組み

・地域の空き店舗などを活用して、誰でも気軽に集える地域の居場所づくりに努めます。
・福祉意識の高揚に努めます。

市の取り組み

・市民の交流の情報などを広報誌やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。
・地域で軽スポーツやニュースポーツを行う際には、スポーツ推進委員の派遣や専門的知識を有する講師を紹介します。
・教育、福祉分野の連携により、子どもから高齢者まで異世代間で楽しみ、障がいのある人もない人も互いに理解し合う交流の機会づくりに努めます。
・公民館分館施設等整備支援事業により、老朽化した公民館、集会所等の改修費用に要する経費の一部を支援します。事業名（公民館分館施設等整備支援事業　※P76参照）

②　地域の防災・防犯体制づくり

近年、毎年のように地震や台風などの大規模災害が発生しています。災害時要援護者と言われる高齢者、障がい者、子どもなどは、災害に対して特別な支援が求められます。日頃からの近所付き合いなどを通じ、地域の連帯による防災・防犯力を高めることが大切です。

≪現状と課題≫

○普段から地域の要援護者の情報を把握し、災害が発生した場合、または、その恐れがある場合に、地域内で助け合えるようにするため、市では災害時要援護者台帳を作成し、地域に配布しています。

○緊急時に必要な情報を発信するため、各世帯や事業所等に個別受信機を配置する緊急情報伝達システムの整備（平成26年4月開始予定）を進めています。

○自主防災組織や集落単位で避難訓練を実施したり資機材等を整備するなど、防災への意識が高まっています。

○当市の自主防災組織の結成率（87.4％）は、県平均（76.9％）と比べて高い水準ですが、結成してもあまり活動していない地域など、地域によって温度差があります。また、組織の長が1年で交代し、取り組みが継続していない地域があります。

○市の防災体制等（地域防災計画）が十分周知されていないため、避難体制や避難所の生活に不安を感じている住民がいます。

○民生委員児童委員やスクールガードリーダーの方々による防犯パトロールが取り組まれていますが、地域全体で防犯意識を高める必要があります。

○防犯灯が少なく夜道が暗いため、子どもの帰宅時や夜間の見回りに不安な場所があります。

市民の声

●住民同士のつながりが大切だということは、ほとんどの人がわかっていると思う。なかなかそれを実行できないのは、どこでどんな風に行動すればよいのかわからないからだと思うので、ＴＶとかでよく見る地域全体でやる避難訓練などを定期的にやってみる事などがいいと思う。

●夜間の見回り等・安心して行えるよう街灯の整備が必要である。

≪方　　針≫

○高齢者や障がい者等、誰もが安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを進めます。

○自主防災組織等の充実強化と関係機関の連携を密にします。また、地域防災リーダーを育成し、自主防災組織の活性化を図ります。

○自助、共助、公助それぞれの役割を示し、互いに連携していく体制を整備します。

個人の取り組み

・家庭内や地域で避難場所や避難経路等について話し合いましょう。
・非常食の備蓄や非常持ち出し品を準備しましょう。
・市や社協、地域等で実施する防災訓練や講座等に積極的に参加しましょう。
・自宅の施錠など、自分でできる防犯対策をしましょう。

地域等の取り組み

・自主防災組織や集落等で災害時要援護者台帳を活用して要援護者を支援する体制を整備するとともに、避難場所や避難経路を検討し、地域住民全員が安全に避難できる体制をつくりましょう。
・見守り、声かけなどによる隣近所の関係づくりを行い、防犯活動を強化しましょう。
・施設等は、災害時に地域住民と協力できる関係を築くとともに、避難所として利用できるようにしましょう。

社協の取り組み

・災害ボランティア等の育成に努めます。
・災害ボランティア講座を開催し、防災知識の普及啓発を図ります。

市の取り組み

・避難所の見直しを検討し、避難場所までの通路の整備を行います。
・研修会や補助制度、地域防災リーダーの育成等により自主防災組織等の充実強化を図ります。
・佐渡市地域ハザードマップ※の作成や、総合防災訓練の実施、佐渡市緊急情報伝達システムの整備を行います。
・災害時要援護者台帳※、災害時助け合いマップ※の更新を行います。また、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を周知し、災害時要援護者一人ひとりの個別避難支援プラン（避難支援方法等）づくりを推進します。（詳しくは74ページを参照）
・市報や緊急情報伝達システム等を活用し、防災や防犯のための情報を発信します。
・通学路や危険個所を優先に防犯灯の整備をします。

※ハザードマップ
災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

※災害時要援護者台帳
高齢者や障がい者、妊産婦、乳児など災害時の避難の際に支援が必要となる方（災害時要援護者）の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先などを記載し、集落単位で編成したもの。

※災害時助け合いマップ
災害時要援護者の居住地を住宅地図上に表示し、集落単位で編成したもの。

③　地域での見守り・声かけ体制づくり

市民の生活スタイルが多様化し、地域の活動を維持・充実させていくことが難しくなっています。住民一人ひとりの持つ温かい心が重なり、広がるよう、地域での支え合い・助け合いの体制づくりに取り組んでいく必要があります。

≪現状と課題≫

○海岸沿いや山間地の集落の多くは、昔から住民同士の見守り・声かけが当たり前のように行われており、このような活動を市内全域に広げていく必要があります。

○少子高齢化と共に、単身世帯や認知症の高齢者が増えており、地域で見守りを必要とする人が増えています。

○民生委員児童委員は居住している集落以外も担当区域としている方が多く、見守り・声かけ対象者が多くなっています。

○隣近所であっても人間関係が希薄になり、見守りが必要な人の存在に気づかない場合も多くみられます。

○民生委員児童委員や地域の見守りボランティア、隣近所、新聞配達員、ヘルパー、市職員、社協職員など、見守り・声かけを必要とする方に関わる方同士の連携が必要です。

市民の声

●地域を大きく分けるのではなく大字みたいな小さい分け方の方が顔もわかるし、声をかけるのもしやすい、何かあっても、その家の事もよく理解しているので活動しやすいと思う。

●独居老人の世帯が孤立しないような支援をお願いしたい。

●孤独死をさせないための仕組みづくりが必要だ。

≪方　　針≫

○地域での見守り・声かけ体制について、その地域にあった体制づくりができるように支援します。

○障がいがある人もない人も、高齢者も若者や子育て中の方も「お互いさま」の人間関係をつくります。

○隣近所など小地域を単位とした支え合いの仕組みを推進します。

個人の取り組み

・日常的なふれあいから声かけ、あいさつを積極的に実践しましょう。
・地域の活動に参加し、隣近所と顔見知りになりましょう。

地域等の取り組み

・誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めましょう。
・新聞、郵便の配達員や電気、ガスなどのライフラインを担っている企業等は、訪問等の業務を通じて異常がないか確認しましょう。

社協の取り組み

・地域の交流活動や支え合う体制づくりの支援を行います。
・地域の助け合い支え合う体制づくりに向けた啓発活動を推進します。
・隣近所、集落、サービス事業所、企業、ボランティアとの協力・連携・調整を図ります。

市の取り組み

・地域の民生委員児童委員が活動しやすい環境整備に努めます。
・見守りや声かけが必要な対象者を、災害時要援護者台帳に登載し地域へ情報提供します。
・見守りや声かけ活動で異常を発見した旨の通報を受けた場合、迅速に対応できるよう関係機関で連携した体制づくりに努めます。

基本目標3　地域での協働による仕組み

①　福祉ネットワークづくり

より良いサービスを受けられるようにするには、保健・医療・福祉の各分野の連携を図ることが重要です。また、多様なニーズに対応するためには、福祉分野にとどまらず、自治会、ボランティア、ＮＰＯ等地域にある団体との連携も重要となります。

≪現状と課題≫

○少子高齢化による様々な課題に対応するため、市の各部署（福祉・教育・地域振興・健康など）や社協が縦割りでなく連携し、住民や地域、企業等と一体となって取り組むことが重要となっています。

○自治会や消防団、民生委員児童委員、ボランティアなど地域に住む人や団体の横のつながりを密にする必要があります。

○医療、福祉、介護など必要なサービスが日常生活圏域に整備され、総合的に利用できるよう、それぞれが連携し機能することが重要です。

市民の声

●市は社協と共に自治会を通し、その下に小コミュニティを作り、お互いに助け合う組織を作る。その組織にはボランテイア組織、福祉サポーター、民生委員、自治会の班長、住民等、皆で助け合う組織を作る。すでにこのような組織が出来ている市を手本にしてはどうか。

●在宅で過ごしているが、何の福祉サービスを受けられるかわからない人がたくさんいると思う。老老介護をしている所も少なくないと思うので、地域住民を通してそういった人たちを支援していけるような地域づくりをしてほしいと思います。

≪方　　針≫

○地域づくりの各分野における、事業者、関係機関、関係団体、ボランティア、NPO、市民相互の支え合いなど地域の多様な社会資源が互いに連携し、総合的・継続的に支援できるよう推進します。

○地域の特性に応じた自助・共助・公助の関係を確立する仕組みを推進します。

個人の取り組み

・地域の子どもや高齢者、障がいのある人などに対して声かけ、見守りを行い、困っている人を発見した場合には地域の民生委員児童委員や関係機関を紹介しましょう。
・地域福祉に関する理解が深まるよう、福祉関係の行事等に積極的に参加しましょう。
・広報誌やパンフレットなどから福祉サービスに関する情報を把握し、隣近所など地域で情報を伝え合いましょう。

地域等の取り組み

・地域には多様な市民団体がありますが、団体相互の連携や地域間の交流ができるようにしましょう。
・地域福祉推進への理解と積極的な参加を行いましょう。
・事業者等は配達・訪問などの事業実施と併せて安否確認を行い、地域の見守り、声かけ活動と連携しましょう。
・事業者等は児童虐待防止、高齢者虐待防止及び障害者虐待防止などの各種のネットワークに積極的に参加しましょう。

社協の取り組み

・地域福祉ネットワークづくりのため、地域や各種団体と情報・意見交換を行い、連携を強化します。
・地域懇談会を開催し、社会資源・生活課題の把握を行い、関係機関と情報共有します。

市の取り組み

・市民参加で支え合う仕組みづくりに努めます。
・地域住民や福祉団体、教育機関等の連携支援に努めます。
・地域住民の身近な相談相手として、また地域と行政をつなぐパイプ役として活動していただいている民生委員児童委員のスキルアップを図ります。
・市の各部署（福祉・教育・地域振興・健康など）や社協の連携強化に努めます。
・虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努め、ネットワークの構築を促進します。
・認知症になっても住み慣れた地域で生活をしていくために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが連携したネットワークの構築を目指します。認知症の早期発見のため、物忘れ相談会を新設し、早期認知症者や疑いのある方の医療機関受診促進を図ります。

②　ボランティア等市民活動団体への支援

福祉ニーズが多様化しており、ボランティアも様々な形態の活動や参加が求められています。既存のボランティア団体の活性化を図るとともに、行政とボランティアセンターなど関係機関の連携を強化し、ボランティアに参加しやすい環境整備を図ることが重要です。

≪現状と課題≫

○アンケート結果では、「あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか」との質問に対し、「参加している」と回答した方は22.5％となっています。また、「活動に参加したことはないが、今後はしたい」と回答した方、12.0％を対象に「今度どのような分野のボランティア活動に参加したいですか」との質問の結果、「スポーツ・文化・芸術」が31.7％と最も高く、次いで「子ども」が27.6％となっています。このような方々にボランティアセンターやファミリーサポートセンターへの登録を呼びかけていく必要があります。

○交通費や手当を受け取る有償ボランティアがあってよいとの意見があります。一方で、有償にした場合は、義務や責任を感じるため、無償にするべきという意見もあります。

○ボランティアセンターを充実・強化し、活動しやすい環境を整える必要があります。

市民の声

●住民同士が楽しみながらボランティア活動を出来るような呼びかけをすれば助け合いの気持ちも生まれる。

●ボランティアなくしては不可能だと思うので、ボランティアセンターなどを充実させた方が良いのではないか。

●地域づくりを進めるためには、住民が先頭に立ってやらなければならないが、そのきっかけづくりのような支援をしてほしい。

≪方　　針≫

○ボランティア活動への参加を促進するための環境づくりに努めます。

○既存のボランティア活動の活性化を図るとともに、新たなボランティア活動への支援を行います。

個人の取り組み

・地域や各種団体が取り組んでいる活動に積極的に参加しましょう。
・生活課題に関心と支え合いの意識を持ち、ボランティアの必要性について理解を深めましょう。

地域等の取り組み

・事業所等は、自発的なボランティア活動への参加が容易になるように、ボランティア休暇・休職制度の普及や取得しやすい環境づくりに努めましょう。
・ボランティアをする人たちが支援活動を行いやすいように、地域の受援力※を高めましょう。

社協の取り組み

・ボランティアなど地域で福祉活動を担う人材の育成やボランティア団体等の支援を行います。
・ボランティアセンターの充実・強化を行います。

市の取り組み

・市全体でボランティア活動の活発化を図るため、企業や関係機関への協力要請に努めます。
・障がい者支援や子育て支援のためのボランティアやＮＰＯの育成を支援するとともに、相互の交流・情報交換の機会の充実を図ります。
・ボランティアセンターの機能充実・強化のため支援をします。
・介護認定を受けていない第1号被保険者が、介護保険施設でボランティアを行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントに応じて換金・寄付ができる制度を創設します。（介護保険ボランティアポイント制度　佐渡市高齢福祉課　℡63-3790）

※地域の受援力
　ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などのこと。災害時などにおいて地域外から支援に来たボランティアが土地勘が無くても活動できるようにマップを用意することや、支援してほしい事を取りまとめて依頼する体制などがあげられます。

③　自治会活動等への支援

地域での交流や活動の拠点となる集会施設の確保や提供、地域での福祉活動のほか祭りや行事に対する支援は、地域コミュニティの活性化を図るため、非常に重要なものになっています。

≪現状と課題≫

○アンケート結果では、「地域での助けあいを活発にするために、どのようなことが重要だと思いますか」という質問に対し「自治会などを基盤とした地域の支えあいの仕組みづくりの充実」が38.3％と最も高く、多くの人が自治会を基盤とした取組みが重要と感じています。

○アンケート結果では、各集落で行っている祭りや行事への資金援助や集会所等の改修費用の補助が必要であるという意見が多く見られます。

○へき地や高齢化など、それぞれの地域で抱える課題に沿った支援が必要です。

○地域づくりについて、気軽に相談できる窓口の設置や情報提供など、集落の役員への支援が必要です。

○転入者が地域に馴染んで、隣近所や町内会などの活動に参加できるようにする必要があります。

市民の声

●過疎化・高齢化する地域に対して、市が管理する集会施設への財政的援助や祭りなどの伝統行事、地域交流行事へのサポートをもっと積極的に行っていただきたい。

●地域がまとまり、立ち上がり、活動できるよう求めに応じて協力（特に場所の提供・活動資金の提供）をお願いしたい。

≪方　　針≫

○集落と行政や関係機関が連携し、柔軟な支援ができるように努めます。

個人の取り組み

・地域の行事や集まりの場などに積極的に参加し、近所付き合いを大切にしましょう。
・地域のためにできることを、自ら進んで取り組みましょう。

地域等の取り組み

・だれもが参加しやすい雰囲気づくりに努め、活動内容の充実や周知により、一緒に活動する仲間を増やしましょう。

社協の取り組み

・支え合い・助け合う地域づくりについて支援します。

市の取り組み

・高齢化が著しい集落を対象に、道路や側溝等の清掃等奉仕活動に対しての支援をします。（高齢化集落支援事業　佐渡市建設課　℡63-5118）
・地域住民の自主的・自発的な地域づくり活動等を、佐渡おこしチャレンジ事業等の補助金により支援します。（佐渡市地域振興課　℡63-4152）
・地域と行政とのつなぎ役として、地域活動支援員や支所・行政サービスセンターに担当の職員（地域支援係）を配置します。
・公民館分館等施設等整備支援事業により、老朽化した公民館、集会所等の改修費用に要する経費の一部を支援します。事業名（公民館分館施設等整備支援事業　※P76参照）

④　利用しやすい福祉サービスの提供

多種多様な介護・福祉サービスが提供されている中において、地域のニーズや利用者のニーズに合わせたサービスの提供が求められています。さらに、地理的条件を考慮し、居住地域によるサービス利用の格差が生じないように配慮することも必要です。

≪現状と課題≫

○アンケート結果では、介護保険施設等の充実や迅速な施設入所対応を望む意見があります。一方で、住み慣れた地域で安心して暮らせるように在宅サービスの充実や介護予防が必要であるという意見があります。

○公的サービスでは十分な対応ができない福祉ニーズ（話し相手、家の前の除雪、ゴミ出しなど）が増えています。

○アンケート結果では、「福祉サービスを充実させることと、その財源となる税金などの負担について、あなたの意見に最も近いのはどれですか」という質問に対し、「福祉サービスは充実させるべきだが、税金などの負担が増えるのは困る」が、60.0％と最も高くなっています。また、無駄を無くし、本当に必要なサービスの見極めを求める意見があります。

○第５期介護保険事業計画（平成24～26年度）に基づき、地域密着型サービス等の基盤整備が進められています。

市民の声

●地域の住民が何を望んでいるのか、今求められているものを明確にし、それに対するサービスや支援方法を考えていくことが大切だと思う。

●市の中心地での活動だけでなく、へき地でも同じ活動、サービスが受けられるように配慮してほしい。

●これからは高齢者人口が増えるので、在宅介護が心配なく出来る様な支援を行う必要があると思う。

●特養、介護施設等へ希望者がスムーズに入所できるよう施設の整備拡充をお願いしたい。

≪方　　針≫

○多様なニーズに対応するために、住民、地域、NPO、事業所、行政が一体となって新たなサービスや助け合いの仕組みを作ります。

○手続きが簡単で、相手に遠慮することなく、介護・福祉サービスを気軽に利用できる仕組みを作ります。

個人の取り組み

・広報誌やパンフレットなどから福祉サービスに関する情報を把握し、隣近所など地域で情報を伝え合いましょう。
・どこでどのような相談が受けられるか、事前に相談窓口を把握しておきましょう。

地域等の取り組み

・地域において不足しているサービスや生活課題を取りまとめましょう。
・「自助」や「公助」では解決の難しい地域課題について、地域の助け合い（共助）による解決に取り組みましょう。
・事業者等は利用者の声を基に、サービス内容を改善し、より良いサービス提供へつなげましょう。

社協の取り組み

・福祉サービスのネットワークを利用して、最も適したサービスを提供できるようにします。
・地域懇談会を開催し、生活課題を把握します。
・市民が気軽に利用できる、心配ごと相談所の充実を図ります。

市の取り組み

・住み慣れた地域で在宅生活をできる限り維持できるように、地域密着型のサービス提供を促進するとともに、事業者やＮＰＯなど、多様なサービス主体の参入促進を図ります。
・地域密着型サービスを提供するグループホームや小規模多機能型施設等、地域の状況によって、最も有効かつ効率的な施設整備を検討していきます。
・サービス提供事業者や関係機関との連携により、適切なサービスが受けられるようサービス提供体制等の充実に努めます。
・サービスの質を地域自立支援協議会※や地域福祉推進委員会において客観的に評価をするなど、事業評価を行い、事業の改善に努めます。
・各種サービスの申請様式や手続きの見直しを行い、手続きの簡素化に努めます。
・高齢者の方々が住み慣れた地域で、いつまでも元気で安心して過ごせるよう、生活全般において支援を行っていくための中心となる機関として地域包括支援センターの充実を図ります。

※地域自立支援協議会
市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置する組織。

⑤　権利擁護の推進

判断能力が不十分な人たちを支援する成年後見制度※や日常生活自立支援事業※の必要性が急速に高まっている現状を踏まえ、行政や関係機関が連携して、制度や事業の普及・啓発を推進していく必要があります。

≪現状と課題≫

○ひとり暮らしの高齢者が多くなり、今後、成年後見制度や日常生活自立支援事業がますます必要となるため、制度の周知や手続きについての支援が必要です。

○親族では後見人等の適任者が見つからないことから、弁護士、司法書士及び社会福祉士の第三者による後見人等への依頼が増えています。また、その担い手である第三者の人材が極めて不足している状況になっています。

○法人として後見人等を受任し、さらに新たな後見人等のなり手育成を行う「成年後見センター」が平成２４年４月から開設されました。

○虐待防止の啓発を充実し、虐待の予防を図るとともに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立が必要です。

市民の声

●地域リーダーや成年後見人の育成

●これから、高齢者支援・後見制度がますます必要になることが予想されます。

≪方　　針≫

○地域や行政、社協など関係機関で協力して虐待防止と権利擁護に取り組みます。

○誰もが地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができる体制を作ります。

※成年後見制度

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとした制度。

※日常生活自立支援事業

判断することが不安な高齢者、障がい者、精神障がい者などが住み慣れた地域で自立して生活できるように日常的な金銭管理、介護サービスの紹介など日常生活を支援する事業。

個人の取り組み

・成年後見制度と日常生活自立支援事業について情報を得ましょう。
・虐待を未然に防ぐため、子どもや高齢者、障がい者のいる世帯に対して声かけ、見守りを行い、困っている人を発見した場合には地域や関係機関を紹介しましょう。

地域等の取り組み

・権利擁護事業の意識啓発、相談窓口の周知に努めましょう。
・事業所等は関係機関との連携に努めましょう。

社協の取り組み

・成年後見制度が必要な方への支援体制の充実及び普及・啓発をします。
・日常生活自立支援事業の普及・啓発をします。
・地域包括支援センター及び成年後見センターの相談体制の充実を図ります。

市の取り組み

・社協や関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発に努めます。
・後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材として、市民後見人の養成及び活用を図ります。
・人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、市民に対し、虐待防止のための意識啓発、地域での取組に関する啓発を行います。
・虐待等への的確な対応のために体制の充実を図ります。

⑥　情報提供体制の充実

市民が福祉に関する情報を入手するために最も身近な手段の広報誌やパンフレットなどの更なる充実を図るとともに、これに加えて、新たな手段による情報提供体制も必要です。また、地域内での情報提供のネットワークづくりの充実も求められています。

≪現状と課題≫

○アンケート結果では、「福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか（３つ回答）」との質問に対し、「市の広報誌」が69.2％と最も高く、次いで「社協だより」が44.4％となるなど、広報誌が重要な役割を担っている状況です。

○アンケート結果では、「これからの福祉で何に重点をおくべきだと思いますか（複数回答）」との質問に対し、「身近な福祉サービスに関する利用情報の提供」が24.9％となるなど、住民の福祉情報ニーズの高さがうかがえます。

○アンケート結果では、地域づくりについての取り組み事例等を紹介してほしいという意見が多いです。

○現在、市で整備している緊急情報伝達システムは、行政情報や地域行事などの周知に活用することができます。

○アンケート結果では、市や社協の事業についてもっとPRが必要という意見が多いです。また、市報やホームページ、ケーブルテレビだけでなく、直接顔を見ながら話ができるといいという意見があります。

○島外から転入したばかりの方や自治会に加入していないアパート居住者などに対しての情報提供が必要です。

市民の声

●住民が支援の場があることを知らない人が多いので情報の提供が必要だと思います。

●地域ごとに福祉情報を提供し、住民が抵抗なく利用できる体制づくりの支援があるとよいと思う。

●さまざまな情報を共有できるようなシステムづくり、人づくり。

≪方　　針≫

○情報を一方的に提供するだけでなく、関係機関で連携し、各種行事の場で説明することや、民生委員児童委員等や地域住民のつながりにより、必要な情報が届けられるようにします。

○広報誌やホームページ等により、福祉制度や福祉サービス提供の仕組みなど、わかりやすく最新の情報提供に努めます。

○人が多く利用する企業や施設への情報の掲示の協力を呼びかけます。

個人の取り組み

・市の広報誌やホームページ、社協だより等を通して情報を得ましょう。
・人と常に関わりを持つことで、情報を入手できる関係をつくりましょう。
・緊急情報伝達システムの個別受信機を設置しましょう。

地域等の取り組み

・地域活動を積極的にＰＲし、日頃より地域内交流を行うことで、情報共有を図りましょう。
・地域において講座や講演会を開催し、福祉情報を得る機会をつくりましょう。
・事業者等は、福祉サービスや活動に関する情報発信を行いましょう。

社協の取り組み

・社協だよりやホームページ、各種サービスの概要パンフレットを充実し、情報をわかりやすく提供します。
・行政情報や福祉関連情報等を収集し、地域懇談会などを通じて、住民への情報発信を行います。

市の取り組み

・子どもから高齢者、障がいのある人、自治会に加入してない人など、情報を利用する側の視点で考え、パソコンや携帯電話の活用や情報伝達システムの活用など、利用する側が自分にあった方法を選べるようにします。
・理解しやすい表現に努めるとともに、高齢者や障がい者に伝わりやすい情報提供の方法を検討します。
・関係機関や福祉サービス事業者等との連携を強化し、情報の共有化に努めます。
・情報提供を行うだけでなく、相談窓口機能を充実させ、適切な対応ができるよう努めます。
・緊急情報伝達システムの整備に努めます。（申込み：総務課防災安全係・各支所、行政サービスセンター）
・民生委員児童委員や各種相談員への情報提供を行い、地域での情報提供活動を支援していきます。

⑦　子育てにやさしい地域づくり

子育てを取り巻く環境が変化し、子育てに関するニーズも多様化し、様々な課題が挙げられています。子育てを地域社会全体で支援していく仕組みづくりや行政や医療機関、子育てサークルが連携していく必要があります。

≪現状と課題≫

○年齢が異なる子どもたち同士や母親同士で知り合うことや、地域の人たちと関わる機会を増やしていく必要があります。

○アンケート結果では、「今後どのような分野のボランティア活動に参加したいですか（複数回答）」との質問に対し「子ども」と回答した方が約28％と2番目に高くなっています。これは、多くの方が子どもに関わる活動に関心があるといえます。

○アンケートの中には、島外から転入してきて子育てをする人など、近くに親族や友人がいないことや地域との関わりが少ないなど、不安や悩みを抱えているという意見がみられます。

市民の声

●子供たちが健やかに成長できる施設を作ったり、サービスを大事にしてほしい。

●島外から来て悩みを打ち明けられず困っている人が多い。

●小さい子をもつ母親がもっと地域の方と知り合えたり、関わることのできる取り組みがあるといい。

≪方　　針≫

○地域や職場などを含め、地域社会全体で子育てを支えることができるまちづくりを推進します。

個人の取り組み

・子育て中の親子で地域の交流活動に参加し、子育て経験者や高齢者などと知り合いになりましょう。
・住民一人ひとりが子育てについて関心と理解を深めましょう。
・子育てを保育園や学校任せにせず、親が責任を持って子どものしつけを行いましょう。
・「佐渡子育ち親育ち応援ブック　はぐりん」を活用して遊び場づくりや仲間づくりをしましょう。

地域等の取り組み

・子育て中の親子も参加しやすい地域行事を開催しましょう。
・事業所等は、子育てをしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに努めましょう。
・地域で子どもを見守り、声かけする体制をつくりましょう。

社協の取り組み

・ファミリーサポートセンターや児童館等の事業を通じ、子育ての支援に取組みます。

市の取り組み

・問題をひとりで抱え込まないようサポートし、交流とふれあいを通じて育児を支援します。
・子育て支援のためのボランティアやＮＰＯの育成を支援するとともに、相互の交流・情報交換の機会の充実を図ります。
・各地区公民館で、親子でふれあえる事業を開講し、親子、親同士、子同士が共に学び仲間作りができることを目的に事業を実施します。
事業名　親子ふれあい事業　（社会教育課　℡27-4185）
・青少年健全育成を目的とした講演会を実施します。
事業名：家庭教育講演会（社会教育課　℡27-4185）
・親子でのふれあいを目的とした読書会や読み聞かせを実施します。
（中央図書館　℡63-2800）
・災害時要援護者台帳に妊産婦乳児を登録することで、地域内で見守り声かけをする体制づくりを支援します。

基本目標4　地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり

①　だれもが暮らしやすい生活環境づくり

だれもが地域社会の中で安心して暮らせるような生活環境や公共施設の整備を図る必要があります。また、近年の異常気象や交通事情等にも対応した安全対策の検討も継続していかなければなりません。

≪現状と課題≫

○高齢者や障がい者を取り巻く生活環境の整備として、建築物や道路などバリアフリー化の推進を図るとともに、さらに一歩進んだユニバーサルデザイン※の取り組みを広げていく必要があります。

○近年、積雪が多く、高齢者ひとり暮らし世帯などは、家の前の除雪や雪下ろしに困っている状況です。地域の支え合いで解決できる地域もあれば、幹線から家まで距離がある場合や、地域に頼れる人がいないなどの理由で解決できない場合があります。

市民の声

●高齢化が進み訪問介護の件数も増えていると思う。それを円滑に行うには、特に冬場の介護車両の駐車スペースの確保は必須だと思う。地域の住民が小さな気配りを当たり前にやって初めて福祉やボランティアが真価を発揮できる地域作りが出来るのではないかと思えてなりません。

●人間の生活は環境と切り離せないので、街並みや環境整備が重要だと思う。

≪方　　針≫

○ノーマライゼーション※の普及・啓発及びバリアフリー化の推進を図ります。

○「自助」「共助」「公助」が連携・協働した要援護世帯への支援体制づくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のこと。

個人の取り組み

・道路や施設など、地域内で高齢者や障がい者が不便を感じる場所が無いか確認しましょう。
・健常者は、障がい者用駐車場への駐車はやめましょう。
・積雪等で困っている高齢者や障がいのある人がいたら、可能な範囲で支援しましょう。

地域等の取り組み

・地域内で高齢者や障がい者が不便を感じる道路や地域の施設があるか確認し、市や社協への情報提供や地域で可能な改善に取り組みましょう。
・地域やボランティア団体等で高齢者や障がいのある人たちの生活支援に取り組みましょう。ボランティアでは対応できない場合には、市に相談しましょう。

社協の取り組み

・バリアフリー情報マップ等を作成するために情報の把握に努め、市へ情報提供します。
・ボランティアの募集を呼びかけ、要支援者との調整を行います。

市の取り組み

・日常生活に支障をきたす恐れがあり、自助・共助では対応できない要援護世帯へ支援を行います。
・障がいの有無や年齢にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設にバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。
・ノーマライゼーションの意識を広く普及するとともに、施設や道路などのバリアフリー化を進め、社会参加が容易になるような環境づくりに努めます。

②　生活交通の確保と買い物支援

周辺部では地域の過疎化や少子高齢化が進み、中心部との距離感がますます感じられるようになっています。住み慣れた地域で安心して暮らせるように、これまで実施してきたサービスや事業を整理し、地域全体で新しい取り組みを推進していく必要があります。

≪現状と課題≫

○身近に商店等が少なく、買い物に困っている方（買い物弱者）が増加しています。

○障がいのある人や要介護状態の人たちへの福祉タクシー助成や外出支援サービスなど、交通弱者の外出支援に向けたサービスがありますが、それらのサービスや制度の隙間を埋める取り組みが必要となっています。

○アンケート結果では、「あなたが通院や買い物などに出かける方法はどれですか」との質問に対し「自分で車かバイクを運転」が84.5％と圧倒的に多く、「徒歩か自転車」と回答した方は4.9％となっています。残りの10.6％の方は、自分自身で移動できる環境ではなく、何らかの移動手段が必要な方となっています。

○マイカー利用の増大や少子高齢化、観光客の減少などにより、路線バス利用者は減少し、路線バスを運行するための経費が増えています。今後も維持していくためには、利用状況に応じた見直しを図るなどの改善が必要です。

市民の声

●集落は過疎や高齢化がどんどん進行しています。田舎では住民同士の声かけ安否確認などは普通にできていると思うのですが、買い物や通院などになると支え合うにもなかなか大変なように思います。支援をお願いします。

●市・商工団体、NPOなどと連携した買い物弱者対策の推進。

●買い物困難者、通院への交通手段確保の為、住民同士で車を乗り合う拠点を作り、市がバックアップする体制を作ってほしい。今後一番の課題は、交通手段の確保だと思う。

≪方　　針≫

○高齢者や障がいのある人など交通弱者の移動手段の充実を図るため、地域住民・事業者・市・社協など関係機関が連携して地域生活の利便性の向上を図ります。

○買い物代行や御用聞き、配達、ネットスーパーなど、買い物支援につながる新しい取り組みを推進します。

個人の取り組み

・通院や買い物に困っていることを地域や隣近所に相談しましょう。
・自分の買い物などのついでに、買い物を代行するなど、地域で支え合いの関係をつくりましょう。
・運転及び買い物ボランティアへの参加が可能な人は、積極的に活動しましょう。

地域等の取り組み

・地域住民が主体的に関わる交通手段や買い物手段の検討をしましょう。
・事業所やＮＰＯ等は、買い物支援や福祉移送サービスなどへの参入について検討しましょう。

社協の取り組み

・地域で支え合い・助け合いの風土づくりに努めます。

市の取り組み

・障がいのある人や高齢者の日常生活、就労や趣味、余暇活動など生きがいをもち社会参加を促進するために、利用しやすい公共交通体系の整備を進めます。
・障がい者の外出支援として、福祉タクシー利用券助成や運転免許取得助成、自動車改造費用の助成を行います。
・公共交通体系の整備のため、ＮＰＯや地域住民等が主体となった新たな交通システムの運営組織育成に努めます。
・高齢者外出支援として、路線バス運賃割引サービスを実施しているが、今後も継続していけるよう利用方法の見直しを検討していきます。

③　相談体制の充実

悩みや問題を抱える人が、いつでも気軽に相談することがでる体制を整備するとともに、複雑な相談に対しても、ワンストップで対応できる専門的・横断的な相談窓口の構築が必要です。

≪現状と課題≫

○アンケート結果では、「悩みや不安について、誰／どこに相談しようと思いますか。」との質問に対し、「家族・親戚」、「知人・友人」が圧倒的に多くなっています。これは、気軽に相談できて親身に聞いてくれる関係が、相談体制に重要であると理解することができます。

○行政や社協などの相談窓口だけでなく、地域や隣近所の人たちが相談に乗ってくれるような助け合いの体制づくりも必要です。

○行政や社会福祉法人等、様々な主体による福祉サービスが行われていますが、福祉に関する相談及び申請窓口が各部署の縦割り型の体制になりがちのため、横断的な連携の強化を図る必要があります。

○アンケートでは、積極的に地域に出向いて話を聞いてほしいというニーズが多いです。

市民の声

●気軽に相談できるような窓口設置と雰囲気作り

●福祉に関する相談、申請手続などの場面において、各部門に業務分担されているため、「市民は各部門に足を運ばなくてはならず、煩わしい」との声を聞いたことがあります。総合案内型の窓口を一つにした事業展開が可能であればと感じました。

●地域単位で相談窓口を設けて困ったときに手助けが出来る体制を確立してほしい。

≪方　　針≫

○相談に来るのを待つだけでなく、積極的に地域に出向き状況を把握し、必要であれば支援体制に結びつけていく体制を整備していきます。

○いつでも気軽に相談することができ、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談窓口の体制強化を図ります。また、関係機関と連携のもと、地域にあるインフォーマルサービス※を含めた調整ができる体制を整備していきます。

※インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことをいい、具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられます。

個人の取り組み

・困ったときには一人で悩まず、身近な人や地域の民生委員に相談してみましょう。
・行政や社協などの各相談窓口を積極的に利用しましょう。
・広報誌やパンフレット等に目を通し、困った時にどこに相談すればよいのかを事前に把握しておきましょう。

地域等の取り組み

・地域の交流活動の中で、困ったことをお互いに相談できる雰囲気づくりをしましょう。
・事業所等は、サービス利用者だけでなく、地域住民からの相談に乗り、必要に応じて関係機関につなぎましょう。

社協の取り組み

・地域懇談会などを通じて、地域の課題やニーズの把握を行い、市や地域と連携して解決に取り組みます。
・どこにどのような相談窓口があるのか広報誌やホームページなどで周知し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。
・地域住民の身近な相談窓口である民生委員や地域包括支援センターなどの役割が発揮できるように努めます。

市の取り組み

・社協や地域と連携して、課題やニーズの把握と解決に努めます。
・家庭相談室を充実し、児童の発達、しつけ、子育ての悩み、不登校、非行、虐待等、児童やひとり親家庭の福祉に関する相談を受け付けます。
・子どもの発達に関する様々な相談に対し、総合的に支援できるよう、関係組織・機関と連携しながら支援体制の充実を図ります。
・地域子育て支援センターの利用時間の拡大など、充実強化を図ります。
・佐渡ことば・こころの教室において、子どもの言葉や発達に関する相談受付や指導を行います。
・身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁・支所・行政サービスセンターに窓口を設置し、各施設や関係機関との連携を密にして相談支援体制の充実を図ります。さらに福祉施設についても地域の身近な相談窓口として連携を図り支援に努めます。
・障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、在宅サービスの情報提供や相談を行う相談支援事業の充実を図ります。
・民生委員児童委員や各種相談員の活動を強化するために、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援していきます。

第５章　計画の推進体制

１．計画の普及・啓発

本計画の内容については、ダイジェスト版や広報、ホームページなどにより周知を図るとともに、理解と参加・協力を求めていきます。

２．市民等と協働による推進

計画の推進に当たっては、地域の実態や市民ニーズを把握するとともに、市民の自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。また、市民、事業者、関係団体、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉協議会などとの協働で総合的に推進するとともに、保有できる情報については、個人情報の保護に留意しながら積極的に情報提供し、地域福祉情報の共有化を促進します。

３．庁内の推進体制

地域福祉計画の推進については、社会福祉課だけでなく関係各課及び地域包括支援センター等とも連携を進めて円滑な進行管理を実施します。

また、既存の健幸さど21計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画、障がい者計画、次世代育成支援行動計画等の推進状況と整合性を図り、進行管理を行います。

４．計画の進行管理と評価

計画の着実な推進を図るためには、進行管理が重要です。また、社会環境や制度が変化することも考えられるため、施策の検証や見直しを柔軟に進めていくことが求められています。

そのため、計画の進行管理については、「佐渡市地域福祉計画推進委員会」で毎年、計画全体の総合調整を行います。

資料編

1．佐渡市地域福祉計画推進委員会委員名簿

【委　　員】　　（敬称略）

	氏　　名	団　体　名　等	備　　考
1	金　岡　惠美子	学識経験者	
2	小　菅　宏　卓	公募による委員	
3	本　田　美佐子	公募による委員	
4	市　橋　正　晃	佐渡地域振興局企画福祉課長	
5	土　屋　甚　健	社会福祉法人　佐渡福祉会　理事長	副委員長
6	田　上　睦　夫	佐渡市社会福祉協議会長	
7	井野端　　司	社会福祉施設長連絡協議会　会長	
8	本　間　靖　彦	佐渡市民生委員児童委員協議会 会長	委員長
9	本　間　美保子	佐渡市民生委員児童委員協議会（主任児童委員）	
10	西　川　祐　一	町会長（尾花町会）	
11	服　部　光　雄	佐渡市身体障がい者協議会長	
12	橋　本　昌　子	ＮＰＯ法人佐渡の福祉『ゆい』理事長	
13	中　川　キヌ子	佐渡市健康推進協議会代表	
14	土　田　圭　子	佐渡市連合婦人会長	

【事務局等】

	氏　　名	団　体　名　等	備　　考
1	本　間　　優	佐渡市社会福祉課長	
2	深　野　まゆ子	佐渡市社会福祉課長補佐	
3	松　本　千代子	佐渡市社会福祉課地域福祉係長	
4	柳　澤　正　二	佐渡市社会福祉課地域福祉係	
5	数　馬　慎　司	佐渡市社会福祉課地域福祉係	
6	伊　藤　　誠	佐渡市社会福祉課地域福祉係	

2．佐渡市地域福祉計画推進委員会審議経過

回	年　月　日	内　　容
第１回	平成24年 3月23日	・佐渡市地域福祉計画見直しの方法について ・今後の予定について
第２回	平成24年 9月 4日	・アンケート調査の実施について ・計画素案づくりの体制について ・今後の予定について
第３回	平成25年 2月21日	・アンケート結果報告について ・計画素案について
第４回	平成25年 3月21日	・佐渡市地域福祉計画最終内容検討について ・計画概要版について

3．アンケート調査結果

【調査概要】

◆ 調 査 年 月：平成24年9月～10月

◆ 配布対象者：性別は男女別に均等とし、年代は18歳以上10歳代別に考慮し、地区は民生委員・児童委員の担当地区に配布をお願いしました。

【調査対象者数・回収率】

調査方法	調査対象人数	回収部数
民生委員・児童委員にて配布回収	3,000人	2,852部
回収率	―	95.1%

【グラフ数値の見方】

・グラフ中のｎの数値は、設問への回答者数を表します。

・回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100％にならない場合があります。

・回答の比率（％）は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答等の設問については、全ての回答比率の合計が100％を超えることがあります。

◆ 性別・年齢

性別は、「男性」が48.1%、「女性」が51.1%となっています。

年齢は、「60～69歳」が20.0%と最も高く、次いで「70歳以上」が17.0%、「50～59歳」が15.3%となっています。

居住地区

居住地区は、「両津」が20.2%と最も高く、次いで「相川」が15.7%、「佐和田」が13.4%となっています

住宅の建て方

住宅の建て方は「一戸建て」が95.4%と圧倒的に多いです。

主な職業

主な職業は、「会社員（経営者、役員含む）」が23.7%と最も高く、次いで「農林漁業」が12.6%、「公務員・団体職員」が11.3%となっています。

家族構成

家族構成は、「親と子どもの二世代世帯」が38.0%と最も高く、次いで「親と子と孫の三世代世帯」が27.8%、「夫婦だけの世帯」が19.1%となっています。

通院や買い物などに出かける方法はどれですか。

「自分で車かバイクを運転」が84.5%と圧倒的に多いです。

今後も佐渡市に住み続けたいと思いますか。

「住み続けたい」が66.7%と最も高く、次いで「なるべく住み続けたい」が16.4%、「できれば移りたい」が7.2%となっています。

居住地区の担当民生委員・児童委員を知っていますか。

「知っている」が69.2%、「知らない」が28.3%となっています。

あなたの考える「地域」の範囲はどれですか。

「合併前の市町村」が29.9%と最も高く、次いで「自治会」が20.6%、「隣近所」が18.2%となっています。

あなたが困ったとき、同居の家族以外に近所で頼れる人はいますか。

「すぐに来てくれる人がいる」が67.2%と最も高く、次いで「頼れる人がいない」が14.6%、「他人に頼るつもりはない」が6.7%となっています。

あなたは現在、どのような近所付きあいをしていますか。

「親しくつきあっている」が48.4%と最も高く、次いで「つきあいはしているがそれほど親しくない」が39.8%、「ほとんどもしくは全くつきあっていない」が9.7%となっています。

あなたやご家族が、高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいですか。（複数回答）

「安否確認の声かけ」が50.3%と最も高く、次いで「相談相手」が35.3%、「通院など外出の手伝い」が33.2%となっています。

あなたは地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか。（2つまで回答）

「災害時の助けあい」が62.3%と最も高く、次いで「孤立を防ぐ取組（声かけ、見守り）」が28.3%、「防災・防犯などの日頃の協力」が25.2%となっています。

あなたは普段、どのような悩みや不安を感じていますか。（3 つまで回答）

「健康」が52.7%と最も高く、次いで「収入や家計」が34.9%、「災害」が25.7%となっています。

悩みや不安について、誰／どこに相談しようと思いますか。（複数回答）

「家族・親戚」が76.5%と最も高く、次いで「知人・友人」が53.6%、「市の相談窓口や職員」が12.3%となっています。

現在、地域の行事や地域活動をしていますか。

「現在、活動している」が42.2%と最も高く、次いで「活動したことがあるが、現在はしていない」が30.9%、「活動したことがない」が25.1%となっています。

あなたがお住まいの地域で活動する場合、どのような活動に参加したいと思いますか。

「自分の楽しみが得られる活動」に「参加したい」が75.6%と最も高く、次いで「仲間づくりや親しい友達をつくれる活動」に「参加したい」が60.5%、「隣近所の人と協力しあえる活動」に「参加したい」が58.7%となっています。

地域での活動に参加しようとした場合に、支障となることがありますか。（複数回答）

「活動する時間がない」が30.9%と最も高く、次いで「興味の持てる活動がない」が19.4%、「自分自身の健康に自信がない」が17.6%となっています。

あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか。

「参加したことがあるが、現在はしていない」が34.3%と最も高く、次いで「参加している」が22.5%、「参加したことはなく、今後もしたいと思わない」が21.7%となっています。

「ボランティア活動に参加したことはないが、今後はしたい」と答えた方のみ。
今後どのような分野のボランティア活動に参加したいですか。（複数回答）

「スポーツ・文化・芸術」が31.7%と最も高く、次いで「子ども」が27.6%、「子ども」、「自然・環境保全」がそれぞれ27.0%となっています。

今後、多様な福祉ニーズにきめ細かく対応していくために、市民参加による福祉活動を推進することが必要であると考えられますが、どう思いますか。

「そう思う」が63.7%、
「そう思わない」が6.1%となっています。

あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。（3つまで回答）

「市の広報誌」が69.2%と最も高く、次いで「社会福祉協議会「社協だより」」が44.4%、「自治会の回覧板」が25.2%となっています。

地域での助けあいを活発にするために、どのようなことが重要だと思いますか。（3つまで回答）

「自治会などを基盤とした地域の支えあいの仕組みづくりの充実」が38.3%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が28.4%、「福祉活動の重要性をもっとＰＲする」が27.6%となっています。

あなたは地域の交流の場や健康増進の場等として、どのような施設を利用していますか。（複数回答）

「居住する地域で管理している集会施設」が71.2%と最も高く、次いで「温泉・入浴施設等」が47.9%、「市や社協等で管理している公共的な集会施設」が36.0%となっています。

福祉サービスを充実させることと、その財源となる税金などの負担について、あなたの意見に最も近いのはどれですか。

「福祉サービスは充実させるべきだが、税金などの負担が増えるのは困る」が60.0%と最も高く、次いで「サービスは維持すべきであり、税や社会保険料の負担が増えても仕方ない」が15.8%、「今以上に福祉サービスを充実させるべきであり、税や社会保険料の負担が増えても構わない」が5.3%となっています。

これからの福祉で何に重点をおくべきだと思いますか。（複数回答）

「地域住民が互いに助けあえる仲間づくりの支援」が41.9%と最も高く、次いで「災害時における住民同士の支援体制の充実」が37.6%、「健康づくりや生きがいづくりへの支援」が32.8%となっています。

災害時における不安な点についてどのようなことがありますか。（複数回答）

「情報の入手・伝達」が54.9%と最も高く、次いで「食料など」が39.3%、「避難場所での医療体制」が36.7%となっています。

佐渡市社会福祉協議会はどんな仕事を行っているか知っていますか。（複数回答）

「福祉情報の提供（社協だより等の発行）」が76.4%と最も高く、次いで「介護保険事業（訪問介護、訪問入浴、デイサービス事業等）」が52.9%、「共同募金、歳末たすけあい募金運動の協力支援」が46.2%となっています。

社会福祉協議会に期待することは何ですか。（複数回答）

「介護保険事業（訪問介護、訪問入浴、デイサービス事業等）」が45.3%と最も高く、次いで「高齢者支援に関する活動（見守り活動、配食サービス、おはようコール事業等）」が44.4%、「福祉情報の提供（社協だより等の発行）」が36.9%となっています。

関連資料 P20

「助けられ上手」になるための12カ条

★助け合いの障害になっているのが、要援護者が周りに助けを求めないことだ。助けられ下手さんから孤立死が生まれる。ではどうしたら助けられ上手さんになれるのか。

(1)自分に向けられた善意は断らない

自分を助けてくれようとしている人のせっかくの善意を素直に受け入れることが、第一歩。

(2)まずは「ありがとう」と言うことから

助けを求めるまでにはいかないけれど、何か善意をいただいた相手に「ありがとう」と感謝の意を表することならできる、という人は、そこから出発するといい。

(3)自宅に他人を受け入れる－家をひらく

人を気軽に自宅に迎え入れることができるか。人を家に入れれば、いろいろな意味でプライバシーが侵される心配がある。それでも構わないという「開いた心」が、助け手を引き寄せる。

(4)「私は認知症なの」「息子が精神障がい」などと周りに言える

自分や身内が問題を抱えている事実を隠さずに周りに明かすことができるかが、助けられ上手の前提条件になる。これが言えてから、次に「助けを求める」行為が出てくるのだ。

(5)「さびしい！」などと思い切って言う

何か困った時には「困った！」、さびしい時には「さびしい！」と、自分の感情を周りにストレートに言えるというのも大切な資質である。自分のことを押し隠すのでなく、逆に押し出していく、その積極性に周りが反応してくれる。「アピール上手」「売り込み上手」であること。

(6)「助けて！」と言える相手を一人は見つけておく

誰にでも助けを求めるのはたしかにむずかしいし、その必要もない。それよりも、「あの人にだけは言える」という一人をつくっておけばいい。

(7)一度思い切って「助けて！」と言ってみる

絶体絶命の時、周りの人に助けを求めるが、そこで思わぬ人の善意に触れて、感激する。「助けて！」と言ってみれば、周りの人は助けてくれるのだと確信できる。周りの人たちも、一度助けを求められれば、その後は、本人がびっくりするほど積極的に関わってくれるようになる。

⑻自分なりのＳＯＳの発信法を編み出す

「私って、こういうの、苦手なの」と言って助けを引き寄せるとか、「夜○時以降も部屋の電気がついていたら、様子を見に来てね」と見込んだ相手に言っておく人もいる。周りに「あの人は今、困っているんだ」とわからせるための自分なりの工夫をすること。

⑼世話焼きさんをつかまえる

人の世話をするのが大好きな世話焼きさんは、人の好き嫌いがなく、だれでも困った人がいたら進んで助けてくれようとする。だから、こちらが助けられ下手でも、積極的に助けようとしてくれる。

⑽普段から人に尽くしておく

地域は人のために何もしていなかった人には案外冷たい。だから、元気な時にどれだけ人に尽くしていたかが、助けが得られる大事な条件になってくる。まわりからの助けが集中している人は、助けられている間も何らかの形で人のお世話をしている。

⑾助け合いのグループに入っておく

地域にはいろいろなグループがあるが、メンバー同士が困った時助け合っているグループに加入しておくといい。ボランティアグループにはやさしい人がたくさんいるから、そこで活躍しておけば、いざという時助けてもらえる。要介護になっても助けてもらえるのは介護グループ。

⑿助け合えるグループにしておく

趣味グループやふれあいサロンなどでは、メンバー同士の助け合いはほとんどしていない。こちらから仕掛けて助け合えるグループにしておくと、いざという時に助かる。困った時に趣味仲間であっても、思い切って助けを求めてみるのだ。

出典：住民流福祉総合研究所　代表・木原孝久　様
「助けられ上手になるための12カ条」＜http://www5a.biglobe.ne.jp/~wakaru＞

関連資料 P13,P31

災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）

＜災害時要援護者の対象＞

次に揚げる方のうち、住所、氏名、対象事由など支援に必要な個人情報を援助者や組織等に提供すること、及び災害時要援護者台帳（以下、「台帳」という。）への登録と災害時助けあいマップ（以下、「マップ」という。）登載に同意した在宅の方です。（同意の意思表示ができない方は、その方の扶養義務者等の同意とします。）同意しない方の情報は、佐渡市で有事に備えて保管いたします。

対象区分

① 介護保険における要援護認定者のうち、要介護度3以上の方
② 75歳以上でひとり暮らしの高齢の方
③ 75歳以上のみの高齢世帯の方
④ 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1、2級の方
⑤ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がＡ判定の方
⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の方
⑦ 妊産婦・乳児
⑧ その他、災害時等に支援が必要と認められる方

＜災害時要援護者の把握方法＞

災害時に備えて日頃から災害時要援護者の実態把握をする必要があります。市では、次の方法により、災害時要援護者の情報を把握します。

○ 要介護者・障がい者の情報に関しては、各担当部署からの情報等により把握する。
○ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯情報に関しては、住民基本台帳担当部局からの情報等により把握する。
○ 妊産婦及び乳児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況等により把握する。
○ 難病患者の情報に関しては、県保健所と連携して把握する。
○ その他支援が必要と認められる方については、地区の民生委員児童委員や町内会等と連携して把握するよう努める。

＜要援護者情報の共有方法＞

佐渡市では、把握した災害時要援護者へ次の方法により意向調査を行い、同意した方を台帳・マップに表示して地域の自主防災組織、自主防災組織未結成地区においては自治会長（町内会長）、民生委員児童委員、消防団、警察署へ提供し情報共有を図ります。

○ 地域の民生委員児童委員を通じて、対象区分 ①～⑥、⑧の方へ意向調査を行います。
○ 対象区分 ⑦の方については、妊娠届の際に意向確認を行います。
○ 調査期間中に台帳作成の趣旨等を回覧し、周知することで、本人や家族からの申し出により対象区分 ⑧に該当すると思われる方の情報を収集します。

＜情報の更新＞

新規の対象者と併せて、既同意者に対しても台帳の記載情報が古くならないように、概ね１年に１回調査を実施することとします。調査結果をもとに台帳・マップを作成し、毎年、各地区で開催される嘱託員会議や自主防災組織の代表者を集めて台帳・マップの差し替えを行います。

＜日常的な声かけ・見守り活動の推進＞

災害時に助け合える体制をつくるには、日常的な声かけ・見守り活動などが重要となります。自主防災組織や自治会に台帳・マップを提供する際に、佐渡市社会福祉協議会が実施している見守り活動事業やサロン事業を利用していただき、体制づくりを進めていただくようにお願いしていきます。

佐渡市社会福祉協議会（地域福祉係）　℡81-1155

＜個別避難支援計画づくり＞

災害発生の恐れがある段階で、災害時要援護者台帳に登載されている人たちを迅速に安全な場所に避難させることが最も重要です。そのためにも地域で災害時要援護者一人ひとりに対し、予め誰が支援に行くかということを決めておくこと（個別避難計画）が重要です。

＜緊急対応に備えた連絡体制＞

災害等が発生した場合には、市では迅速に地域住民の方々の安否確認情報を集約する必要があります。自主防災組織や民生委員児童委員、町内会長、近隣住民等で協力して安全確保ができましたら、佐渡市役所本庁舎（℡63－3111）又は最寄の支所・サービスセンターまでご連絡をお願いします。

近年では、大雪や猛暑などの異常気象の影響もあり、天候によっては要援護者の安否確認が必要となっています。日常的な声かけ・見守り活動において、異変を発見した場合は、佐渡市役所本庁舎（℡63－3111）又は最寄の支所・サービスセンターまでご連絡をお願いします。明らかに救急対応が必要と判断できる場合には、救急車（℡119）を要請してください。

関連資料　P28,P29

公民館分館施設等整備支援事業について

市では、事業費（補助金総額）50,000千円として、平成24年度から平成26年度の３ヵ年継続で、地域が管理している集会施設の改修等の支援を行うため、補助事業を昨年の経済対策事業を実施します。

事業実施の案内については、区長・総代・市政事務嘱託員・公民館分館長に関係書類を送付しています。

◆支援事業の概要

○趣旨；市内の公民館分館施設等の円滑な活動の支援を図るため、施設の改修に要する経費に補助金を交付する。

○対象施設；地域、集落や町内会が使用している公民館分館、農山漁村集会施設（活性化センター等の市所有施設を含む。）

佐渡市教育委員会　社会教育課（社会教育係）　℡27－4185

第２次　佐渡市地域福祉計画

発行　　佐渡市社会福祉課
住所　　〒９５２－１２９２　新潟県佐渡市千種２３２番地
電話　　（０２５９）６３－５１１３